

平成15年度事業評価書

(平成16年度概算要求に係る新規・拡充事業)

平成15年8月

金 融 庁

目 次

事業評価の実施に当たって

- 1 事業評価の目的等 . . . P 1
- 2 事業評価の実施に当たって（事業評価書の記載内容） . . . P 1
- 3 事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 . . . P 2

各政策の評価結果

- 1 金融知識の普及活動 . . . P 3
- 2 マネー・ローンダリング及びテロ資金対策に係るコンピュータ
・システムの機能強化 . . . P 7
- 3 行政情報化の効率的な推進 . . . P 1 1
- 4 有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化 . . . P 1 5
- 5 公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築 . . . P 2 0
- 6 オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの
機能強化 . . . P 2 4

事業評価の実施に当たって

1 事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、今回より事業評価（事前評価）を実施することとしました。なお、平成 16 年度に予算措置を伴う事業のうち、新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として、評価を実施しています。

2 事業評価の実施に当たって（事業評価書の記載内容）

今回の事業評価の実施に当たっては、法律において示されている事業の必要性（事業等の目的が国民や社会ニーズに照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか）、有効性（目的の実現のために必要な効果が得られるか）、効率性（事業等の実施により費用に見合った効果が得られるか）の観点から評価を行うこととしました。

また、各事業の事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明することとしました。

(1) 事業の目標、目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

(2) 事業の内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

(3) 評価

上述のとおり、法律に示されている必要性、有効性、効率性等の観点から評価することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

必要性の観点

- (ア) 公益性の有無
- (イ) 国で行う必要性の有無
- (ウ) 民営化・外部委託の可否
- (エ) 緊要性の有無
- (オ) 他の類似施策の有無

有効性の観点

(ア) これまで達成された効果、今後見込まれる効果

(イ) 効果の発現が見込まれる時期

効率性の観点

(ア) 手段の適正性

(イ) 費用と効果の関係

(ウ) 適正な受益者負担

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。なお、今後の事業評価に向けての意見についてはその旨を記載しました。

(5) 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

3 事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見

8月5日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただき、事業評価書の作成に際し参考とさせていただきました。

各事業の評価結果

1. 事業名

金融知識の普及活動

2. 事業の目標、目的

金融商品やサービスの多様化などの金融環境の変化の中で、国民が自らの判断と責任で主体的に金融商品・サービス等の内容を理解した上で、選択できるよう、金融の仕組みや取引ルール等に対する国民の知識・理解を深めることを目的としています。

3. 事業の内容

平成 15 年度において、「中学・高校生向けの金融分野に関する副教材」の開発を行っています。副教材が完成した折には、直ちに金融庁のホームページに掲載することを予定しており、それを各学校においてダウンロードしてもらうことにより、学校教育現場において積極的に活用されることを想定しています。

平成 16 年度においては、金融取引に関する基礎的な知識・理解の向上とトラブル防止を図る観点から、平成 15 年度に開発する副教材の内容の拡充に加え、その一層の利用拡大を図るため、PR 活動の一環として、製本したものを 2 万部作成し、全国の中学・高校に一部ずつ見本として配布することを予定しています。また、新たに、高校 3 年生全員（約 130 万人）を対象に、金融取引等の基本的な知識を解説するパンフレットの作成、配付や初等中等教育段階における金融教育の実態把握等を行うこととしています。

・予算額

(単位：千円)

		12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度要求
中学・高校向けの金融分野に関する副教材作成費	当初	-	-	-	5,500	3,111
	補正	-	-	-	-	-
高等学校卒業生向け金融取引等解説パンフレット作成経費等	当初	-	-	-	-	28,045
	補正	-	-	-	-	-

4. 評価

(1) 必要性

公益性の有無

平成 14 年に内閣府が公表した世論調査によると、66%の者が学校教育において金融・証券に関する基本的な知識を教える必要があると回答しており、学校教育段階に

おける金融教育の充実が重要な課題となっています。また、学校における金融教育という性格上、中立公正の立場から実施することが求められています。

国で行う必要性の有無

個別の金融商品や金融取引についての情報提供は、民間事業者や業界団体によって行われますが、金融全般についての知識の普及活動については、政府として関与していく必要があります。特に、金融分野における消費者保護制度についての情報提供は、政府自らが進んで行う必要があります。

民営化・外部委託の可否

副教材の拡充及び高校卒業生向けに配付するパンフレットの作成に当たっては、生徒に親しみをもってもらい、かつ、わかりやすく理解させるために、執筆等は、教育現場において日常生徒と接している教員に依頼することが適当であると考えていますが、副教材やパンフレットの製本・印刷、金融教育の実態把握については、外部に委託することとしています。

緊要性の有無

金融ビッグバンに伴う金融分野における規制の大幅な緩和によって、金融教育の必要性和重要性が急速に高まってきています。このような状況の下、児童・生徒が、将来「賢い消費者」として社会生活を営んでいくためには、初等中等教育段階から金融取引等に関する基本的な事項を理解しておくことが重要であり、また、近年多発している金融取引によるトラブルの事前予防という観点からも、緊要性の高いものとなってきました。

他の類似施策の有無

新規施策であり、重複する施策はありません。

(2) 有効性

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

「中学・高校生向けの金融分野に関する副教材」について、本年秋頃の完成を目指して現在開発中ですが、今後は、本事業により、生徒の金融取引等に対する基礎的な知識の蓄積が期待されるため、金融取引によるトラブルの事前予防に資することが期待されます。

また、将来的には「自己選択・自己責任」意識を持った「賢い消費者」の増加をもたらし、金融市場の活性化や「自己選択・自己責任」社会の実現が期待できます。

効果の発現が見込まれる時期

「教育は未来への先行投資」と言われるように、現時点において効果の発現が見込まれる時期は特定できません。金融教育を受けた児童・生徒が、将来、順次社会に巣立ち、自ら主体的な判断と責任で生活設計を行える「賢い消費者」となって金融市場へ参加することが期待されます。

なお、高校3年生を対象としたパンフレットの配布については、より短期的な効果を持つものと考えられます。

(3) 効率性

手段の適正性

ア．副教材については、金融庁ホームページからのダウンロードを基本としつつ、一層の利用拡大を図るため、全国の中学・高校に対し、製本したものを一部ずつ見本として配布することとしています。

イ．パンフレットについては、新社会人又は大学生等となる高校3年生に的を絞って、学校を通じて配布することとしています。

ウ．金融教育の実態把握等は、学校現場にアンケート用紙を郵送するなどの方法をとることとしています。

これらは、いずれも少ない時間と経費で効率的な金融知識の普及が可能となると見込まれるものであることから、手段は適正であると考えます。

効果とコストの関係に関する分析

直ちに、これらの事業における効果とコストの関係を分析することはできません。しかし、学校現場において、児童・生徒に対する金融教育の一層の実践が行われることになれば、将来、「賢い消費者」が社会の中に増加することになり、金融市場の活性化や「自己選択・自己責任」社会の実現が期待できるため、これらの事業に要するコストに比して、もたらされる効果は十分に大きいものと考えられます。

適正な受益者負担

特段の受益者負担は求めています。

これらの事業を推進していくことは、中長期的に「賢い消費者」の増加につながり、わが国社会全体に多大な受益をもたらすものであると考えられます。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議。

6．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、平成 14 年に内閣府が公表した世論調査、及び本年 5 月に金融広報中央委員会が実施した「金融に関する消費者アンケート調査」による需要の大きさを参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・「証券投資に関する世論調査」(平成 14 年 5 月、内閣府)
- ・「金融に関する消費者アンケート調査」(平成 15 年 5 月、金融広報中央委員会)

7．担当部局

総務企画局政策課

1. 事業名

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化

2. 事業の目標、目的

金融機関等から届け出られたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の疑いのある取引に関する情報を犯罪捜査等に効率的に結びつけるため、コンピュータ・システムによる情報の整理・分析を行ない（特定金融情報データベース・システム）その結果犯罪捜査等に資すると認められた情報を捜査機関等に提供し、犯罪の撲滅を図ることを目的としています。

3. 事業の内容

特定金融情報データベース・システムは、組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定に基づいて、金融機関等から届け出られた疑わしい取引に関する情報を効率的かつ効果的に犯罪捜査等に結びつけるために整理・分析を行なうためのシステムです。

疑わしい取引の届出件数は年々大きく増加している上、犯罪の態様は日々刻々と変化しており、このような状況に対応するため、特定金融情報データベース・システムの機能を段階的に開発していくこととしています。

平成16年度においては、疑わしい取引に関する情報相互間の関連性を明らかにする機能の追加開発を行い、処理能力の向上を図ります。

・ 予算額 (単位：千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度要求
当初	47,431	49,692	53,826	53,237	47,699
補正	72,309	122,342			

4. 評価

(1) 必要性

公益性の有無

金融機関等がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の疑いのある取引等を

金融庁長官に届け出る「疑わしい取引の届出制度」は、犯罪捜査等に役立つ情報を捜査機関等に提供するための制度であり、特定金融情報データベース・システムはその効率的かつ効果的な運用のためのシステムであることから極めて高い公益性が認められます。

国で行う必要性の有無

疑わしい取引に関する情報は、犯罪捜査に係る個人情報であって保護の必要性が極めて高く、これらの情報の扱いは国際的にも中央政府機関で独占的に行うべきとされていること、また、組織犯罪処罰法において規定されている疑わしい取引に関する外国との情報交換についても、相手方を中央政府機関とすることが想定されていることから、こうした情報を扱うデータベース・システムの開発は国において担うべき業務といえます。

民営化・外部委託の可否

実施主体を民営化することは事業の性質上不可能ですが、システムの設計、構築、保守・管理等については外部委託を行なっています。

緊要性の有無

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策は国際的な重要課題として、近時モサット等の国際会議で度々取り上げられ、我が国においても組織的犯罪処罰法により、疑わしい取引の届出制度に関する法整備が行なわれたところであり、疑わしい取引の届出制度的確な運用自体の緊要性は極めて高いと考えられる。さらに、近時は届出件数が急激に増加するとともに、犯罪情勢も変容していることから、届け出られた大量の情報を迅速かつ的確に整理・分析し、効率的かつ効果的に犯罪捜査等に結びつけるためには、データベース・システムの機能強化を早急に行なう必要があります。

他の類似施策

国内において他に類似する施策は存在しません。

(2) 有効性

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

疑わしい取引の届出件数は、下表のとおり急増しており、人手のみによる整理・分析では法の要請する犯罪捜査等に資する情報の迅速・的確な捜査機関等への提供が困難となっていますが、データベース・システムを開発・運用したことにより、これらが可能となりました。

今後も届出件数の増加傾向は継続すると見込まれますが、データベース・システム

の整理・分析機能の開発を続けることにより、届出件数の増加に対応しつつ、届出に含まれる情報の的確な処理を行うことが可能となります。

参考 疑わしい取引の届出件数の推移（暦年ベース）

暦年	平成 9	平成 10	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14
届出件数（件）	9	13	1,059	7,242	12,372	18,768

（注）12年1月までは旧「麻薬特例法」に基づく届出、12年2月以降は「組織的犯罪処罰法」に基づく届出の件数です。

効果の発現が見込まれる時期

データベース・システムの具体的な機能追加に伴って、それに対応した迅速かつ的確な情報の整理・分析を行えるようになることが見込まれます。

（3）効率性

手段の適正性

限られた人員により大量の疑わしい取引に関する情報を迅速かつ的確に整理・分析するため、コンピュータ・システムの機能強化を行なうことは、事務運営上、適正な手段と考えられます。

効果とコストの関係に関する分析

疑わしい取引の年間届出件数は、年々急増しており、人手による作業の限界を超えています。システム開発を段階的に行なってきたことにより、大量の情報を迅速かつ的確な整理・分析が可能となり、さらには犯罪捜査等に資すると認められる情報を捜査機関等に多数提供することが可能となり、システム開発を行う効果は認められます。

また、仮に、システム開発を行わず対応しようとする場合には、情報の整理・分析に費やされる人件費がシステム開発のコストよりも大きいと見込まれます。

適正な受益者負担

本制度は、疑わしい取引に関する情報を整理・分析し、捜査機関等の法執行当局へ提供しているものであり、受益者負担を求めるものではありません。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、特定金融情報データベース・システムの開発計画を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

・特定金融情報データベース・システムの開発計画

9. 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室

1. 事業名

行政情報化の効率的な推進

2. 事業の目標、目的

金融庁の「電子政府構築計画」(平成15年7月17日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)においては、「IT化に対応した業務改革」として、「主要業務システムについて、コスト削減、システム間連携を含む利便性、品質向上を目的として、平成16年度末までにシステム分析を実施する。」こと、及び「平成17年度末までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。」こととされています。

本事業では、このようなシステム分析といった行政情報化の推進を適正かつ効率的に実現することで、当庁の検査・監督等の業務の適正な実施を支援することを目的とします。

3. 事業の内容

当庁の行政情報化の推進を効率的に実施するために、平成16年度において、以下の2つの事業を外部の専門業者に委託します。

(1) システム分析

庁内の規模の大きいシステムについて、「コスト削減」及び「システム間の連携を含む各システムの利便性及び品質向上」を目的としたシステム分析(システムの業務への適合性、利用技術やコストの妥当性の評価等)を外部の専門業者に委託します。そして、当庁においては、この結果に基づき現状のシステムの課題を明確化し、明確化された課題に対する改善方策を策定します。

(2) 行政情報化推進に係るコンサルティング

「電子政府構築計画」に掲げている「業務・システムの最適化計画の策定」をはじめとした行政情報化推進に係る業務のうち、当庁の職員のみでは実現が困難なものについて、外部のコンサルティング業者から情報技術や業務分析手法等(金融庁全体の情報化施策の企画・立案・総合調整に係る支援や情報システム調達に係る支援等)に関する専門的な支援・助言を受けます。なお、当庁においては、これに基づき「業務・システムの最適化計画」を策定します。

・予算額（当初予算）

（単位：千円）

	13年度	14年度	15年度	16年度要求
システム分析外部委託経費	-	-	-	42,024
行政情報化推進に係るコンサルティング経費	-	-	-	42,905

4. 評価

（1）必要性

公共性の有無

当庁の行政情報化推進は、国固有の責務である金融機関等の検査・監督業務の適切な実施を支援するものであり、公共性が高いと言えます。

国で行う必要性の有無

当庁の行政情報化推進は、国固有の責務である金融機関等の検査・監督業務の適切な実施を支援するための当庁の内部業務であり、国が直接行うべきものです。

民営化・外部委託の可否

実施主体を民営化することは事業の性質上不可能ですが、情報技術に関する高度な専門的知識が必要となる部分については、当事業において、外部の専門業者に委託するものです。

緊要性の有無

当庁の「電子政府構築計画」において、「平成16年度末までにシステム分析を実施する。」こと、及び「平成17年度末までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。」こととしていることから、早急に実施する必要があります。

他の類似施策

新規施策であり、重複する施策はありません。

（2）有効性

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

これまでは、金融庁行政情報化推進計画（平成12年7月1日 金融庁行政情報化推進委員会決定）に基づき、行政情報化の推進を行ってきたところです。

今後は、システム分析の実施により、当庁のシステムにおいて「コスト削減」及

び「システム間の連携を含む各システムの利便性及び品質向上」といった効果が見込まれます。さらに業務・システムの最適化計画の策定といった行政情報化推進のための支援・助言を外部の専門業者から受けることにより、金融機関等の検査・監督等業務に係るシステムをより効率的・効果的にすることも見込まれます。

効果の発現が見込まれる時期

システム分析や行政情報化推進のための支援・助言を外部の専門業者から受けることにより、それに対応した行政情報化の効率的な推進に向けた効果が順次発現することが見込まれます。

(3) 効率性

手段の適正性

限られた人員により行政情報化の事務を効率的に行うため、高度な専門性を有するシステム分析の外部委託や行政情報化推進のための支援・助言を受けることは、事務運営上、適正な手段であると考えられます。

効果とコストとの関係に関する分析

行政情報化推進は、当庁の検査・監督等業務の適正な実施を支える効果を持つものであり、当事業により、より効果的に推進されます。また、仮に当事業によらず行政情報化しようとする場合には、そのために費やされる人件費等がシステム分析の外部委託経費等より大きいと見込まれるほか、行政情報化の効率的な推進の支障となることが見込まれます。

適正な受益者負担

行政情報化推進は、当庁の検査・監督等業務の適正な実施を支援することにより、国民全体を対象とした金融システムの安定化につながるものであり、特定の者に受益者負担を求めることは適当でないと考えます。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議。

6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、電子政府構築計画等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

電子政府構築計画

7. 担当部局

総務企画局総務課情報管理官室

1. 事業名

有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化

2. 事業の目標、目的

証券取引法に基づく有価証券報告書等の企業内容等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化することにより、提出会社等の事務負担の軽減、投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化を図り、もって証券市場の効率性を高めることを目的として、有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の開発・整備を行うものです。

3. 事業の内容

証券取引法に基づく企業内容等の開示書類の電子化については、平成13年6月に有価証券報告書、半期報告書等について、平成14年6月に有価証券届出書、発行登録書等について、平成15年6月には大量保有報告書等について、それぞれ電子媒体による提出が可能となるよう関係法令等の整備を行うとともに、順次、電子開示システムの構築を行いました。

平成16年度の事業内容としては、平成16年6月からの開示書類の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、大容量ファイルでの提出や磁気ディスク提出に対する受理機能の拡充、システム環境の変化に伴う対応のほか、利用者の利便性、効率性の更なる向上を図るため、開示書類の印刷機能（印刷時間の短縮）や検索機能（検索対象の拡大及び抽出項目の細分化）の拡張等を行うこととしています。

更に、将来の証券取引法の開示制度の整備に関しても、その検討状況に応じ、適時・適切に対応するためのシステムの開発・整備に取り組むこととしています。

・ 予算額

（単位：千円）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度要求
当初	179,038	550,305	258,771	312,772	386,214
補正	561,093	428,021	-	-	

4 . 評価

(1) 必要性

公益性の有無

企業内容等の開示制度は、有価証券の投資判断資料の提供という証券取引の根幹を成しており、それが効率的に運営されることは、公正で透明な証券市場の維持と幅広い投資者保護のために必要不可欠なものです。

当該開示制度の電子化の推進は、提出会社等の事務負担の軽減、投資家等による企業情報へのアクセスの公平・迅速化に繋がり、それに伴う投資の拡大や発行体企業の資金調達の効率化向上が見込まれ、ひいては証券市場の活性化にも資するものとして、極めて高い公益性が認められます。

国で行う必要性の有無

企業内容等の開示制度の電子化の推進は、電子政府構築の先駆けとして取り組んできたものであり、今後とも国が直接担うべきものです。

民営化・外部委託の可否

本事業の推進に当たっては、コスト削減等の観点も踏まえ、システムに関する日常の運用管理やセキュリティ監視等システムの運用面については外部の事業者へ委託しています。

但し、証券取引法に基づく企業内容等の開示制度という制度の趣旨に鑑みると、事業主体そのものまで民営化・外部委託することには馴染まない性質のものです。

緊要性の有無

平成 16 年 6 月から、開示書類の電子媒体による提出が原則として義務化されることから、本事業の緊要性は極めて高いものと考えられます。

他の類似施策の有無

企業内容等の開示書類に係る電子開示手続きの推進は、証券取引法に基づき確立されたものであることから、他の類似施策は存在しません。

(2) 有効性

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

21 世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、平成 12 年 5 月に「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」が成立した後、平成 13 年 6 月に有価証券報告書、半期報告書等について、平成 14 年 6 月に有価証券届出書、発行登録書

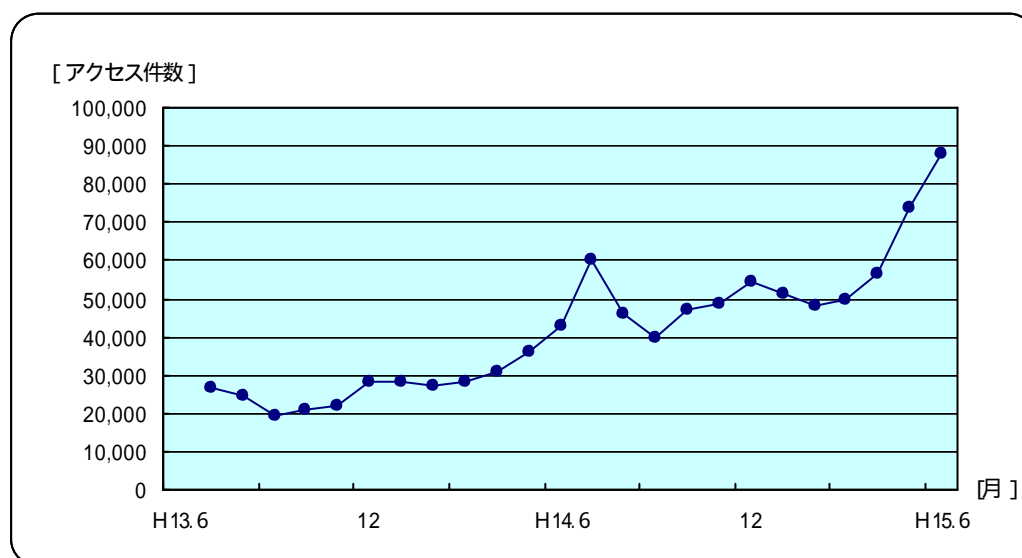
等について、平成 15 年 6 月には大量保有報告書等について、それぞれ開示手続きの電子化が可能となるよう、関係法令等の整備及びシステム構築に取り組んできました。

こうしたシステム開発・整備等の取組みによって、平成 13 年 6 月の開示書類電子化の適用開始当初における E D I N E T による開示書類等の提出会社数は約 500 社（平成 13 年 6 月末）に止まっていましたが、平成 14 年 6 月末では約 1,400 社に増加し、平成 15 年 6 月末には約 2,700 社を超えています。

また、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバーへの月別アクセス件数も、13 事務年度（平成 13 年 7 月～平成 14 年 6 月）の月平均は約 28,000 件、14 事務年度（平成 14 年 7 月～平成 15 年 6 月）では約 55,000 件と増加傾向にある一方、各財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数をみると、平成 12 年では年間 18,000 人を超えていたものが、平成 13 年では約 16,800 人、平成 14 年では約 14,700 人と減少傾向にあります。

これらの状況は、企業内容等の開示書類の電子化の推進による効果を現しているものです。

【インターネットによる月別アクセス件数】



また、企業内容等の開示書類等の電子媒体による提出が平成 16 年 6 月から原則義務化されることをも踏まえ、証券市場の重要なインフラである企業内容等の開示制度の電子化について、今後とも更なるシステムの開発・整備に取り組むこととしています。

企業情報の迅速かつ簡易で安全な入手が可能になり、データ加工等の利便性が更に向上することで、投資の拡大や有価証券発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれるほか、設備投資等の民間需要の創出等を通じ、一定の雇用創出効果も期待されます。

効果の発現が見込まれる時期

受理機能の拡充やシステム環境の変化に伴う対応等の基盤整備は、平成 16 年 6 月からの電子開示手続等の原則義務化に向けたシステムの安定性の向上を図るものであり、その効果は即時に発現することが見込まれます。

また、印刷機能や検索機能の拡張等の効率性・利便性の更なる向上についても、証券市場の活性化に向け、即時に効果が発現するものと考えられます。

(3) 効率性

手段の適正性

本事業は、近年の情報・通信技術の飛躍的発達に伴い、企業内容等の開示制度の迅速化・効率化を図り、証券市場の更なる活性化のため、当該制度の電子化を推進するものであり、手段は適正なものと考えられます。

効果とコストの関係に関する分析

企業内容等の開示手続きを電子化した場合、提出会社等における書類作成コストや投資家等における企業情報入手のためのコストの低減が図られるほか、それに伴う証券市場の更なる活性化が期待されます。

また、電子政府推進の先行施策の一つとして、本事業の開発・整備に積極的に取り組むことで他の行政施策等への波及効果も期待されるなど、要するコストに対する効果は、極めて大きいと考えられます。

適正な受益者負担

本事業の推進は、行政機関、提出会社、投資家等、直接・間接に証券市場に携わる者全体に対して広くコストの低減をもたらし、証券市場の活性化に資するものであることから、受益者負担を求めるものではありません。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、これまでに実施した施策による効果（企業内容等の開示書類の提出を E D I N E T により行った会社数の推移、行政サービスの一環として行われているインターネットによる E D I N E T 情報の提供に対するアクセス件数、各財務（支）局の証券閲覧室

における縦覧者数) 及びシステムの整備計画等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 企業内容等の開示書類の提出をE D I N E Tにより行った会社数の推移
- ・ 行政サービスの一環として行われているインターネットによるE D I N E T情報の提供に対するアクセス件数
- ・ 各財務(支)局の証券閲覧室における縦覧者数
- ・ システムの整備計画

7. 担当部局

総務企画局 市場課 企業開示参事官室

1. 事業名

公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築

2. 事業の目標、目的

政府による電子政府の実現に向けた取組みに合わせ、当庁としても電子申請システム等の開発を検討しているところであり、その一環として公認会計士試験システムの構築を行うものです。

公認会計士試験においても、電子申請システムとの連携による受験申し込み、合格発表及び受験料等納付等を電子的に行うこと及び試験結果のデータベース化すること等により迅速な試験結果の算出などを行うことにより、もって受験者等へのサービスの向上及び事務処理効率の改善を図っていきます。

3. 事業の内容

当庁においては、政府による電子政府の実現に向けた取組みに合わせ、電子申請システム等の開発を検討しています。

公認会計士試験においても、電子申請システムと既存のシステムとの連携による受験申し込み、合格発表及び受験料等納付等を電子的に行うことを予定しています。

また、グローバル化を背景とした監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的量的変化に対応するため、公認会計士の質を維持しつつ多様な人材を輩出していくことができるよう公認会計士試験制度の見直しを含む公認会計士法の改正を行い、平成 18 年から新公認会計士試験が実施されるところです。

新試験は、受験者の大幅な増加、試験科目の免除の拡大、有効期間を設けた短答式試験免除の導入、論文式試験について有効期間を設けた科目合格制の導入、実務経験の位置づけの変更などにより、受験者等のデータ等の処理及び管理が飛躍的に増大することになります。

この新試験に対応するため、試験結果のデータベース化により、迅速な判定結果の算出や多角的データ分析を可能にするためのシステムの構築を行うこととしています。

これらにより、受験手続きの簡素化や合格発表の迅速化などの受験者等に対するサービスの向上に資するとともに事務処理効率の改善が図られることとなります。

なお、本事業により開発されるシステムについては、平成 16 年度においては、公認会計士試験システムの構築に向けたシステム設計を行い、平成 17 年の公認会計士第 2 次試験から運用を開始し、平成 18 年の新公認会計士試験から本格運用することを予定しています。

・予算額

(単位：千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度要求
当初予算	-	-	-	5,143	205,992
補正予算	-	-	-	-	

4. 評価

(1) 必要性

公益性の有無

コンピュータ・システムの開発により、国家試験である公認会計士試験について、多様な受験者が多数受験しやすくなるとともに的確な実施が可能となります。

国で行う必要性の有無

コンピュータ・システムの開発は、国家試験である公認会計士試験について、多様な受験者が多数受験しやすくとともにその的確な実施を支援するものであり、国が直接行うべきものです。

民営化や外部委託の可否

実施主体を民営化することは事業の性質上不可能ですが、システムの設計、構築、保守管理等については外部委託を行う予定です。

緊要性の有無

改正公認会計士による新公認会計士試験は、平成 18 年 1 月から実施される予定であることから、システム全体のテスト等を考えると、本事業の緊要性は極めて高いものと考えられます。

他の類似施策の有無

他の類似施策はありません。

(2) 有効性

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

公認会計士試験の受験者は、現行制度において中心となる第 2 次試験において、平成 11 年では約 10,000 人、平成 12 年では約 11,000 人、平成 13 年では約 12,100 人、平成 14 年では約 13,400 人、平成 15 年では約 15,000 人と大幅に増加しています。

また、平成 18 年からの新試験制度においては、試験体系の簡素化や試験科目の免

除等により、さらに多様な受験生が多数受験することが見込まれており、コンピュータ・システムの開発により受験者等へのサービスの向上及び事務効率の改善を図るために必要な情報処理が可能となります。

効果の発現が見込まれる時期

コンピュータ・システムの導入に伴って、平成 17 年の公認会計士第 2 次試験から順次その効果が発現し、平成 18 年から実施が予定されている新公認会計士試験において、よりその効果が発現することが見込まれます。

(3) 効率性

手段の適正性

限られた人員により公認会計士試験の受験申し込み、採点結果処理、合格発表等の事務を効率的に行うため、コンピュータ・システムの構築を行うことは、事務運営上、適正な手段と考えられます。

効果とコストとの関係に関する分析

コンピュータ・システムの構築は、公認会計士試験を多様な多数の受験生が受験しやすくするために、公認会計士試験の的確な実施を支える効果を持つものです。また、仮にコンピューター・システムを構築せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピューター・システムの開発コストよりも大きいと見込まれるほか、情報処理の遅延が適時的確な業務の実施の支障となると見込まれます。

適正な受益者負担

コンピュータ・システムの構築は、公認会計士試験の的確かつ確実な実施を通じて適正なディスクロージャーを確保するためのインフラストラクチャーである公認会計士制度の充実・強化につながるものであり、特定の者に受益者負担を求めることは適当ではないと考えます。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

6．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、公認会計士試験の受験者数、公認会計士試験システムの整備計画等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 公認会計士システムの整備計画
- ・ 公認会計士試験実施状況

7．担当部局

総務企画局 市場課 企業開示参事官室

1．事業名

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

2．事業の目標、目的

当庁においては、検査と検査の間においても、金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、経営状況の常時把握に努めています。また、金融機関から徴求した情報の分析結果を踏まえて様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全化を促すこととしています。こうしたオフサイト・モニタリングを行うに当たっては、金融機関から徴求した情報の蓄積及び分析を、コンピュータ・システムを用いて行うことが有効であり、システム化を進めてきています。

今後、オフサイト・モニタリングについては、コングロマリット化の進展、預金取扱金融機関に対する新B I S規制¹の導入など、状況の変化を踏まえつつ、さらに拡充していくことが必要です。このため、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについても、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていくことが必要です。

3．事業の内容

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化においては、まずシステムの構造について、特定のデータ様式に限定されないなど、自由度の高いものへと再構築を行う必要があります。こうしたシステムの再構築により、徴求項目の追加・変更、多様な分析、業態横断的な運用など、柔軟な機能追加が可能となります。

コンピュータ・システムの機能強化に関する平成16年度の事業内容としては、預金取扱金融機関について、平成15年度のシステム再構築を踏まえ、徴求項目を追加するなどの機能拡張を行います。また、保険会社については、平成16年度にシステム再構築を行ったうえで、徴求項目の追加によるリスク管理・分析機能の強化等、システム機能の強化を図ります。なお、証券会社については、平成17年度以降に再構築・機能強化を予定しています。

¹ 国際的に活動する銀行の自己資本比率に関する国際統一基準。昭和63年に現行のB I S規制ができてから既に10年以上経過し、銀行の抱えるリスクが複雑化、高度化する中で、銀行自身による内部統制、経営管理、監督当局による検証プロセス、市場規律に一層重点をおくことにより、金融システムの安定性と健全性を確保する目的として平成18年末に導入することとしている。

・予算額

(単位：千円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度要求
当初予算	347,283	226,476	153,714	151,186	200,792
補正予算	-	-	365,015		

4. 評価

(1) 必要性

公共性の有無

コンピュータ・システムの機能強化により、国固有の責務である金融機関等の監督について、オフサイト・モニタリングの的確な実施が可能となります。

国で行う必要性の有無

コンピュータ・システムの機能強化は、国固有の責務である金融機関等の監督業務について、オフサイト・モニタリングの的確な実施を支援するものであり、国が直接行うべきものです。

民営化や外部委託の可否

実施主体を民営化することは事業の性質上不可能ですが、システムの設計、構築、保守管理等については外部委託を行っています。

緊要性の有無

監督部局の限られた人員により、状況の変化に対応しつつ、今後ともオフサイト・モニタリングを的確に実施するためには、これを支えるコンピュータ・システムの機能強化を早急に行う必要があります。

他の類似施策の有無

他の類似施策はありません。

(2) 有効性

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

コンピュータ・システムを活用することで、監督部局の限られた人員により、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを的確に実施することが可能となりました。平成14年12月に整備された早期警戒制度もこうした基礎の上に成り立つものです。

今後は、コンピュータ・システムの機能強化を行うことにより、コングロマリット

化の進展、財務情報に係る四半期開示の導入などの会計規則の変更、預金取扱金融機関に対する新B I S規制の導入など、状況の変化に対応しつつ、オフサイト・モニタリングを拡充するために必要となる情報処理が可能となります。

効果の発現が見込まれる時期

コンピュータ・システムの具体的な機能追加に伴って、それに対応したオフサイト・モニタリングの効率的な実施に向けた効果が順次発現することが見込まれます。

(3) 効率性

手段の適正性

限られた人員によりオフサイト・モニタリングなどの事務を効率的に行うため、コンピュータ・システムの機能強化を行うことは、事務運営上、適正な手段と考えられます。

効果とコストとの関係に関する分析

コンピュータ・システムの機能強化は、オフサイト・モニタリングの迅速かつ的確な実施を支える効果を持つものです。また、仮にコンピューター・システムを機能強化せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと見込まれるほか、情報処理の遅延が適時的確な業務の実施の支障となると見込まれます。

適正な受益者負担

コンピュータ・システムの機能強化は、オフサイト・モニタリングの的確な実施を通じて国民全体を対象とした金融システムの安定を図るためのものであり、特定の者に受益者負担を求めることは適当ではないと考えます。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議。

6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、モニタリング・システムの整備計画等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ モニタリング・システムの整備計画

7. 担当部局

監督局総務課監督調査室